

令和8年第1回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第1回定例会
2	開会	令和8年 3月 9日
3	閉会	令和8年 3月16日
4	会期	8日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	9日 出席11名 欠席0名 10日 出席11名 欠席0名 16日 出席11名 欠席0名
6	議案件数	21件（うち議員提出4件）
7	議決の状況	(1)原案可決 17件 (2)原案承認 2件 (3)採 択 2件
8	法第99条の意見書	2件
9	委員会	予算審査特別委員会付託 10件
10	その他	傍聴者 9日 3名 10日 13名 16日 1名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和8年 第1回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和8年3月9日（月）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	湯 本	要	2 番	西 股	裕 司
3 番	星	真 希	4 番	熊 木	恵 子
5 番	佐 藤	妙 子	6 番	細 川	美喜男
7 番	加 藤	真 悟	8 番	石 川	康 弘
9 番	高 橋	修 平	10 番	家 塚	雅 人
11 番	側 瀬	敏 彦			

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

6 番	細 川	美喜男	7 番	加 藤	真 悟
-----	-----	-----	-----	-----	-----

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局 長	藤 田	雅 章	議事係 長	富 木	孝 郎
-------	-----	-----	-------	-----	-----

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎	貞 二	教 育 長	西 田	篤 人
農業委員会 会長	鍋 山	洋 一	監 査 委 員	白 倉	敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林	史 典	総 務 課 長	笠 原	大 介
まちづくり課 長	斉 藤	隆	住 民 課 長	渡 辺	広 貴
税 務 課 長	砂 田	隆 樹	保 健 福 祉 課 長	谷 藤	朋 代
保 健 福 祉 課 参 事	蛭 沢	千 晴	産 業 振 興 課 長	岩 本	聖
都 市 整 備 課 長	黒 島	滋 規	会 計 管 理 者	池 畑	憲 一
病 院 事 務 長	渡 部	浩 二			

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課 長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 山 本 篤

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって招集されました令和8年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

6番 細川 美喜男議員、7番 加藤 真悟議員。以上御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許します。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

令和8年第1回議会定例会の運営について、去る3月2日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として議員派遣承認1件、各委員会所管事務調査1件。

町からは、執行方針2件、令和7年度各会計補正予算6件、条例関係4件、令和8年度各会計予算6件、一般議案1件であります。

以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日3月9日から3月17日までの9日間とすることで意見の一致をみております。

最後に、今定例会は新年度予算の審議等もあり、開催期間が長くなることから、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議 長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は3月9日から3月17日までの9日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会は3月9日から3月17日までの9日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、お手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和8年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・ 3 番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本議会定例会にあたり、2 件の行政報告を行います。

初めに、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策の実施結果について御報告します。11 月 9 日より販売した、食品製造業町民還元事業につきましては、830 世帯から1,501 セットの申し込みがあり、12 月 14 日までに商品の引き換えが終了しました。また、生活応援チケット事業につきましては、18 歳未満1,244 名、ひとり親世帯75 世帯、70 歳以上の高齢者2,136 名を対象にチケットを配布し、最終の利用状況は、額面総額1,765 万円のうち、1,714 万3,500 円で、利用率は97.1%となりました。

次に、あったか灯油支給事業の実施結果について御報告します。灯油価格の高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯の町民税非課税世帯を対象に実施した本事業につきましては、12 月 15 日から1 月 23 日までの受付期間において、520 件の申請があり、支給決定460 件、支給費総額598 万円をもって事業を終了しました。

以上で一般行政報告とします。

議 長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

町 長 ●日程4 令和8 年町政執行方針演説を行います。町長。

議 長 (令和8 年度町政執行方針演説をする。)

町 長 以上で、町政執行方針演説を終わります。

議 長 ●日程5 令和8 年度教育行政執行方針演説を行います。教育長。

教 育 長 (令和8 年度教育行政執行方針演説をする。)

議 長 以上で、教育行政執行方針演説を終わります。両執行方針演説につきましては、ただいまをもって終結いたします。

なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執り行うことにいたしますので、御承知願います。

場内時計で10 時55 分まで休憩をいたします。

(午前10 時44 分)

(午前10 時55 分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程6 議案第3 号から日程9 議案第6 号までの4 議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程6 議案第 3 号 令和7 年度南幌町一般会計補正予算 (第7 号)

●日程7 議案第 4 号 令和7 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第3 号)

●日程8 議案第 5 号 令和7 年度南幌町介護保険特別会計補正予算 (第4 号)

●日程9 議案第 6 号 令和7 年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3 号)

以上4 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第3 号から議案第6 号までの4 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第3号 令和7年度南幌町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳出では、減債基金積立金、障がい者自立支援給付費、保育施設等給付費の追加、電算機器管理運営経費、農業経営高度化促進事業費の減額、歳入では、町税、普通交付税、寄附金の追加、財政調整基金繰入金の減額、並びに事務事業の精査が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,246万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億8,913万5,000円とするものです。

次に、議案第4号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、基金積立金の減額、直診施設勘定繰出金の追加、歳入では、道支出金の追加、一般会計繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ313万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,697万円とするものです。

次に、議案第5号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳出では、介護保険業務システム改修費、保険給付費の追加、地域支援事業費の減額、歳入では、介護保険料、国庫支出金、道支出金、並びに一般会計繰入金の追加、支払基金交付金、基金繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ458万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,985万3,000円とするものです。

次に、議案第6号 令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加、歳入では、後期高齢者医療保険料の追加、一般会計繰入金の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,703万1,000円とするものです。

議案第3号につきましては副町長が、議案第4号及び議案第6号につきましては住民課長が、議案第5号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第3号 令和7年度南幌町一般会計補正予算（第7号）の説明を行います。

初めに、歳出から説明いたします。予算書21ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額1,918万5,000円の減額です。電算機器管理運営経費で、ガバメントクラウド環境構成の見直しに伴う利用料の減額、地方公共団体情報システム標準化対応事業で、令和7年度分事業費の確定により減額するものです。

3目財産管理費、補正額1,061万9,000円の追加です。財産管理経費で、減債基金積立金は、令和8年度分の臨時財政対策債償還経費として普通交付税が追加交付されたことによる積み立て、ふるさ

と応援基金積立金は、企業版ふるさと応援寄附金を積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額1,342万円の減額です。みどり野団地等販売管理事業で、次ページにかけまして、草刈り業務及び販売促進事業費確定による減額、生活路線等交通対策事業で、中央バス路線維持負担金確定による減額、高度無線環境整備推進事業で、移転補償工事費確定による減額、地域おこし協力隊設置事業で、移住定住コーディネータが退任したことによる報酬の減額です。

5目企業誘致推進費、補正額184万円の減額です。企業誘致推進事業で、企業立地奨励金の確定により減額するものです。

8目防災諸費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

9目職員給与費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

2項2目賦課徴収費、補正額126万5,000円の減額です。賦課徴収経費で、個人住民税定額減税対応システム改修委託入札執行残を減額するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額1,200万4,000円の減額です。国民健康保険特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。定額減税補足給付金不足額給付事業で、事業費の確定による減額です。なお、実績といたしまして、832名、2,854万円を支給しています。社会福祉総務経費で、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る過年度返還金を追加するものです。

2目障がい者福祉費、補正額818万8,000円の追加です。障がい者福祉経費で、次ページにかけて、受給者減少による自立支援医療費の減額及び施設利用者の増による自立支援給付費の追加です。

3目高齢者福祉費、補正額509万円の減額です。高齢者在宅支援事業で、高齢者安否確認システム事業の実績による減額、介護保険特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。高齢者福祉経費で、社会福祉法人等の介護保険サービス利用者軽減事業の利用増による追加です。

7目後期高齢者医療費、補正額173万円の減額です。後期高齢者医療事業で、27節繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

次に、2項3目保育所費、補正額1,465万3,000円の追加です。保育所等運営補助事業で、次ページにかけて、保育所等運営費補助金の確定による減額、保育施設等給付費で、保育の公定価格の改定並びに町外の保育園、認定こども園への広域入所者の増加による追加です。

4目子育て支援費、補正額2万5,000円の追加です。地域子育て支援センター事業で、子ども子育て支援事業補助金制度の改正に伴い委託料を追加するものです。

次に、4款衛生費1項1目保健衛生総務費、補正額22万3,000円の追加です。母子保健事業で、11節役務費、転入による妊婦の増加

に伴い、一般健康診査及び超音波検査の手数料を追加するものです。

3目環境衛生費、補正額120万円の減額です。南空知葬斎組合負担金の確定によるものです。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額182万4,000円の追加です。保健福祉総合センター管理経費で、水道料及び電気料を追加するものです。次ページにまいります。

2項1目じん芥処理費、補正額449万円の減額です。ごみ処理対策事業で、南空知公衆衛生組合及び道央廃棄物処理組合の負担金確定によるものです。

3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額244万1,000円の減額です。合併処理浄化槽設置整備事業で、事業費の確定により減額するものです。

次に、5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額1,642万5,000円の減額です。耕地利用高度化推進事業で、事業費確定による減額、農業経営高度化促進事業で、次ページにかけて、農業経営高度化促進事業負担金の確定による減額、担い手育成対策事業で、麦・大豆生産技術向上事業補助金の確定による減額、環境保全型農業直接支援対策事業で、環境保全型農業直接支援対策事業補助金の確定によりそれぞれ減額するものです。

3目農地費、補正額270万7,000円の追加です。土地改良事業経費で、農業水利施設に対するエネルギー価格高騰対策として、北海道が行う北海土地改良区への補助金を追加するものです。

4目機場施設管理費、補正額1,014万9,000円の減額です。機場施設管理事業で、10節需用費で、揚排水機場の稼働実績に伴う電気料の減額、18節負担金補助及び交付金で、機場管理費負担金を追加するものです。次ページにまいります。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額191万円の減額です。中小企業資金利子補給事業で、利子補給補助金の確定による減額、商工振興経費で、食品製造業町民還元販売助成金事業費の確定により減額するものです。

次に、7款土木費2項2目道路維持費、補正額974万6,000円の減額です。町道管理経費で、14節工事請負費、中央通歩道改修工事から温泉通舗装改修工事まで、それぞれ入札執行残を減額するものです。次ページにまいります。

3項1目都市計画総務費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

2目公園費、補正額111万1,000円の減額です。公園施設管理事業で、西町児童公園遊具改修工事入札執行残を減額するものです。

次に、8款消防費1項1目消防費、補正額22万3,000円の減額です。内容につきましては、消防費に関する明細書で説明いたします。予算書37ページをごらんください。

歳入、消防費、補正額762万9,000円の追加です。令和6年度決算に伴う繰越金の追加、北海道消防学校入校経費及び地方公務員災害補償基金確定負担金の過年度精算金を追加するものです。次ページ

にまいります。

歳出、消防費、補正額 7 4 0 万 6, 0 0 0 円の追加です。消防組合本部運営助成事業で 2 7 万 9, 0 0 0 円の減額、本部負担金の確定によるものです。消防南幌支署運営事業で 7 6 8 万 5, 0 0 0 円の追加、人事院勧告による給与改定分です。予算書 2 9 ページにお戻りください。

9 款教育費 1 項 3 目教育振興費、補正額 1 3 1 万 5, 0 0 0 円の減額です。中学生国際留学プログラム事業で、次ページにかけて、事業費の確定により減額するものです。本年度の参加者は 8 名となっております。

次に、2 項 1 目学校管理費、補正額 4, 8 4 8 万 8, 0 0 0 円の減額です。校舎管理経費で、小学校改修工事入札執行残を減額するものです。

次に、5 項 2 目給食センター運営費、補正額 1 3 万円の追加です。給食センター運営経費で、備荒資金組合譲渡事業償還金の利率変更により追加するものです。次ページにまいります。

1 0 款公債費 1 項 1 目元金、補正額 1 7 7 万 7, 0 0 0 円の減額です。地方債償還元金の確定によるものです。

2 目利子、補正額 2 9 8 万円の追加です。地方債償還利子の確定によるものです。

次に、歳入の説明を行います。予算書 1 5 ページをごらんください。

1 款町税 1 項 1 目個人、補正額 6, 3 7 2 万 8, 0 0 0 円の追加です。

2 項 1 目固定資産税、補正額 1, 2 8 9 万 2, 0 0 0 円の追加です。

1 1 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税、補正額 1 億 2, 4 5 1 万円の追加です。普通交付税再算定によるもので、本年度の普通交付税額は 2 6 億 6, 4 2 6 万 5, 0 0 0 円で、昨年度の交付額より 1 億 9, 5 7 9 万 3, 0 0 0 円の増となります。

次に、1 3 款分担金及び負担金 2 項 3 目土木費負担金、補正額 2 9 7 万 4, 0 0 0 円の追加です。準工業用地等整備事業に係る北海道住宅供給公社負担金の確定によるものです。次ページにまいります。

1 5 款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額 1, 4 4 6 万 3, 0 0 0 円の追加です。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。

次に、2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額 2, 0 3 6 万 2, 0 0 0 円の減額。

2 目民生費国庫補助金、補正額 8, 0 0 0 円の追加。

3 目衛生費国庫補助金、補正額 5 5 万 3, 0 0 0 円の減額。次ページにまいります。

4 目土木費国庫補助金、補正額 2, 0 6 5 万円の減額。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。

1 6 款道支出金 1 項 1 目民生費道負担金、補正額 3 5 0 万 5, 0 0 0 円の追加です。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。次ページにまいります。

2 項 1 目総務費道補助金、補正額 6 7 万 5, 0 0 0 円の減額。

2目民生費道補助金、補正額29万5,000円の追加。

3目衛生費道補助金、補正額13万円の追加。

4目農林水産業費道補助金、補正額815万4,000円の減額。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。

次に、17款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額10万3,000円の追加です。道道江別長沼線工事に伴い、町有地1,020.19平方メートルを北海道に売却したものです。次ページにまいります。

18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額112万円の追加です。一般寄附金で、南幌町建設業協会様より100万円、第8区織田 章様より10万円、ディスコナイトインなんぼろ実行委員会様より2万円の寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金、補正額150万円の追加です。企業版ふるさと応援寄附金で、札幌市、尚武工業株式会社様、札幌市、株式会社セコマ様、札幌市、ホクレン農業協同組合連合会様より寄附をいただいたものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額2億2,636万7,000円の減額です。財源調整を行うものです。

5目ふるさと応援基金繰入金、補正額990万円の減額です。充当財源の精査により財源調整を行うものです。

次に、21款諸収入4項1目北海道住宅供給公社受託事業収入、補正額142万2,000円の減額です。事業費の確定により精査するものです。次ページにまいります。

5項1目総務収入、補正額52万円の減額です。

3目農林水産業収入、補正額998万5,000円の減額。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。

次に、22款町債1項1目民生債、補正額190万円の追加。

3目農林水産業債、補正額130万円の追加。

4目土木債、補正額590万円の追加。

6目教育債、4,860万円の減額。

7目総務債、40万円の追加。それぞれ、事業費の確定により精査するものです。

以上、歳入歳出それぞれ1億1,246万円を減額し、補正後の総額を79億8,913万5,000円とするものです。

次に、継続費の説明を行います。予算書7ページをごらんください。

第2表継続費補正、変更です。

歳出で説明しました校舎管理経費について、小学校改修工事の入札執行残の精査により事業費の変更及び年度間の調整を行うため、補正前の総額及び年割額を補正後の総額及び年割額に改めるものです。

次に、繰越明許費の説明を行います。次ページをごらんください。

第3表繰越明許費、生活応援チケット事業は、令和7年第5回議会臨時会で第5号補正予算として追加した生活応援チケット事業補助金について、チケット使用期間を令和8年9月30日までとしていることから、一部を翌年度に繰り越し、事業を実施するものです。物価高対応子育て応援手当支給事業は、同じく第5号補正予算として追加した

物価高対応子育て応援手当の支給について、交付対象を令和8年3月31日出生者までとしていることから、一部を翌年度に繰り越し、事業を実施するものです。同じく第5号補正予算として追加した長幌上水道企業団負担金は、物価高騰対応支援分として翌年度に繰り越しするものでございます。

次に、第4表債務負担行為の説明を行います。次ページをごらんください。

第4表債務負担行為補正、変更です。中小企業総合振興資金利子補給、給食センター管理用備品譲渡契約につきまして、変更前の期間及び限度額を変更後の期間及び限度額にそれぞれ改めるもので、事業費の確定によるものでございます。

次に、地方債の説明を行います。次ページをごらんください。

第5表地方債補正、追加です。高齢者安否確認システム設置事業を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。次ページにまいります。

変更です。農業競争力基盤強化特別対策事業から全国瞬時警報システム整備事業までの7事業につきまして、事業費の確定により限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第4号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。8ページをごらんください。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目医療給付費分、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に、5款基金積立金1項1目基金積立金、補正額238万8,000円の減額です。財源調整に伴い減額するものです。これにより、令和7年度末基金残高は、1億1,728万円となる見込みです。

次に、7款諸支出金1項2目保険給付費等交付金償還金、補正額24万9,000円の追加です。令和6年度超過交付分を償還金として追加するものです。

次に、3目その他償還金、補正額6万4,000円の追加です。国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム改修整備費等補助金の確定に伴い、超過交付分を償還金として追加するものです。次ページにまいります。

2項1目直診施設勘定繰出金、補正額520万9,000円の追加です。病院事業会計への繰出金を追加するものです。詳細については、後ほど病院事業会計補正予算で説明いたします。

続いて、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

4款道支出金1項1目保険給付費等交付金、補正額520万9,000円の追加です。直診施設勘定繰出金に係る交付金を追加するものです。

次に、6款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額127万2,000

0円の減額です。保険税軽減分に係る国・道・町の公費財政支援額の確定により、国民健康保険基盤安定繰入金を減額、未就学児均等割保険税繰入金を追加、産前産後保険税繰入金を減額するものです。

次の国民健康保険財政安定化支援事業繰入金では、地方交付税措置額の確定により追加するものです。

次に、2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額80万3,000円の減額です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ313万4,000円を追加し、補正後の総額を9億9,697万円とするものです。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

保健福祉課長。

続きまして、議案第5号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明をいたします。

初めに、歳出の説明をいたします。10ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費、補正額176万円の追加。令和7年度税制改正に伴う介護保険業務システムの改修による追加です。

2款保険給付費2項5目介護予防サービス計画給付費、補正額32万円の追加。介護予防サービス計画の利用件数の増加に伴うものです。

6項1目特定入所者介護サービス費、補正額410万円の追加です。特定入所者介護サービスの利用件数の増加に伴うものです。次ページにまいります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額159万7,000円の減額。主に、介護予防・生活支援サービスのうち訪問型サービスの利用件数が減ったことによる減額です。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

1款介護保険料1項1目第1号被保険者保険料、補正額現年度分503万2,000円の追加です。被保険者数と保険料段階の精査によるものです。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、補正額現年度分59万3,000円の追加です。

2項1目調整交付金、補正額538万1,000円の追加です。

6目事業費補助金、補正額88万円の追加です。税制改正に伴うシステム改修に係る事業費補助金の国負担分です。次ページにまいります。

3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、補正額436万円の減額です。

2目地域支援事業交付金、補正額40万5,000円の減額です。

4款道支出金1項1目介護給付費負担金、補正額106万円の追加です。

6款繰入金1項1目介護給付費繰入金、補正額55万2,000円の追加です。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額20万円の減額です。

5目その他一般会計繰入金、補正額88万円の追加です。税制改正

に伴うシステム改修に係る町負担分です。次ページにまいります。

2 項 1 目介護給付費等準備基金繰入金、補正額 4 8 3 万円の減額です。歳入の補正の主な理由としましては、歳出で説明しました給付費の精査によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ 4 5 8 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 9 億 8, 9 8 5 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。

以上で、議案第 5 号の説明を終わります。

議 長
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第 6 号 令和 7 年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。予算書 8 ページをごらんください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 1 6 9 万円の追加です。

事務費負担金（広域連合共通経費分）では、負担金の確定により減額するものです。

次の保険料等負担金では、保険料の収納見込により追加するものです。

次の保険基盤安定負担金では、負担金の確定により減額するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。予算書 7 ページをごらんください。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、補正額 3 7 3 万 5, 0 0 0 円の追加です。保険料収納見込みにより追加するものです。

次に、3 款繰入金 1 項 1 目事務費繰入金、補正額 7 2 万 8, 0 0 0 円の減額です。事務費の確定によるものです。

次に、2 目保険基盤安定繰入金、補正額 1 0 0 万 2, 0 0 0 円の減額です。繰入金の確定によるものです。

次に、6 款国庫支出金 1 項 1 目長寿・健康増進事業等補助金、3 1 万 5, 0 0 0 円の減額です。事業費の確定により精査するものです。

以上、歳入歳出それぞれ 1 6 9 万円を追加し、補正後の総額を 1 億 4, 7 0 3 万 1, 0 0 0 円とするものです。

以上で、議案第 6 号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第 3 号 令和 7 年度南幌町一般会計補正予算（第 7 号）の質疑を行います。

8 番 石川 康弘議員。

石川議員

3 0 ページ、教育費についてお伺いいたします。ほかのいろいろ科目の中でも、減額補正というふうな形で出ていますけども、この教育費の学校管理費の中では、4, 8 4 8 万 8, 0 0 0 円。およそ 5, 0 0 0 万近い減額というふうな形に出されておりますが、これは当初の見積りが高過ぎたのか、それとも予定していた工事がなされなかったの

か。なぜこのような高額な減額補正になったのか、それについて伺います。

議 長
生涯学習課長

生涯学習課長。

石川議員の御質問にお答えいたします。こちらにつきましては、当初予算につきましては、資材高騰分もですね、当初見込んで計上しております。その後ですね、令和7年度に入りまして、工事費の積算、入札において減額となり、今回の補正となったものです。以上です。

議 長
石川議員

8番 石川 康弘議員。

では、単純に入札が安くなったというわけであって、5,000万近くの金額が入札減った、こちらとしてありがたい面もあるかもしれませんが、工事の内容としては全く予定どおりされたというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議 長
生涯学習課長

生涯学習課長。

工事の内容につきましては、予定どおり、全てのものは行っております。以上です。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 令和7年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 令和7年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては、議案ごとに行います。

議案第3号 令和7年度南幌町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第４号 令和７年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第５号 令和７年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第６号 令和７年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１０ 議案第７号 令和７年度南幌町病院事業会計補正予算（第４号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第７号 令和７年度南幌町病院事業会計補正予算（第４号）につきましては、医業外収益、並びに事務事業費等の精査が主な理由です。その結果、収益的収入では、既定予算に１，７７６万３，０００を追加し、８億１，６２３万９，０００円とし、収益的支出では、既定予算に５６０万円を追加し、８億１，７３４万円とするものです。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

それでは、議案第７号 令和７年度病院事業会計補正予算（第４号）を説明いたします。

最初に３ページをお開き願います。収益的収入及び支出のうち、収入です。

１款病院事業収益２項医業外収益、１，７７６万３，０００円の追加です。

５目その他医業外収益１節その他医業外収益で、８９万４，０００円の追加です。医療機関に対し、物価及び食材高騰に係る北海道国保連合会の支援金が措置されるものでございます。

７目補助金１節国庫補助金で、１，１６６万円の追加です。こちらも医療機関に対し、物価高騰に係る国の支援事業補助金として、ベッド１床あたり１１万１，０００円で６０床分合計６６６万円と、救急対応分として５００万円、あわせて１，１６６万円が措置されるものでございます。２節道補助金で、５２０万９，０００円の追加です。調剤部門システムの更新や出張医の確保、医師の研修費用などに対し、国保調整交付金の直診施設特別交付金が措置されるものです。続きまして、４ページをお開き願います。

収益的収入及び支出のうち、支出です。

1 款病院事業費用 1 項医業費用、5 0 0 万円の追加です。

2 目材料費 1 節薬品費で、薬品単価の上昇により 4 0 0 万円追加するものです。

3 目経費 5 節消耗品費で、消耗品単価の上昇により 5 0 万円追加するものです。7 節光熱水費のうち電気料で、昨年夏の猛暑の影響で使用電気料の増により同じく 5 0 万円追加するものです。

2 項医業外費用、6 0 万円の追加です。

3 目雑損失 1 節雑損失で、消費税納税分 6 0 万円の追加です。消費税の課税収入でありますワクチン接種収入などの増に伴う納税見込額の増によるものでございます。1 ページにお戻り願います。

中段第 2 条です。病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出につきまして、収入の総額を既定予算額から 1, 7 7 6 万 3, 0 0 0 円追加し、8 億 1, 6 2 3 万 9, 0 0 0 円に、支出の総額を既定予算額から 5 6 0 万円追加し、8 億 1, 7 3 4 万円に補正するものでございます。

以上で、議案第 7 号 令和 7 年度病院事業会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第 7 号 令和 7 年度南幌町病院事業会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程 1 1 議案第 8 号 令和 7 年度南幌町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 8 号 令和 7 年度南幌町下水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、下水道事業収益、並びに事務事業費等の精査が主な理由です。その結果、収益的収入では、既定予算に 4 6 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、3 億 1, 9 7 8 万 9, 0 0 0 円とするものです。資本的収入では、既定予算から 4, 9 0 3 万 3, 0 0 0 円を減額し、1 億 9, 4 2 6 万円とし、資本的支出では、既定予算から 4, 5 3 9 万 2, 0 0 0 円を減額し、2 億 6, 8 2 4 万 4, 0 0 0 円とするものです。

詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

それでは、議案第8号 令和7年度南幌町下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を行います。

初めに、4ページをごらんください。収益的収入及び支出のうち、収入です。

1款下水道事業収益、469万6,000円の追加です。

2項2目負担金で、準工業用地整備公社負担金の確定によるものです。次に、5ページをごらんください。資本的収入及び支出のうち、収入です。

1款資本的収入、4,903万3,000円の減額です。

1項1目企業債、2,660万円の減額です。1節公共下水道事業債で、事業費確定によるものです。

2項1目国庫補助金、2,243万3,000円の減額です。1節国庫補助金で、事業費確定によるものです。次に、6ページをごらん下さい。資本的収入及び支出のうち、支出です。

1款資本的支出、4,539万2,000円の減額です。

1項1目建設改良費、4,539万2,000円の減額です。23節委託料、25節工事請負費は、入札執行残による精査です。34節負担金は、工事負担金の確定によるものです。1ページにお戻りください。

第2条、収益的収入につきまして、下水道事業収益の総額を既定予算額に469万6,000円を追加し、3億1,978万9,000円に補正するものです。

続いて第3条、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入の総額を既定予算額から4,903万3,000円を減額し、1億9,426万円の、資本的支出の総額を既定予算額から4,539万2,000円を減額し、2億6,824万4,000円に補正するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第8号 令和7年度南幌町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程12 議案第9号から日程21 議案第18号までの10議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程12 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程13 議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正

		する条例制定について
	●日程 14 議案第 11 号	南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
	●日程 15 議案第 12 号	南幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
	●日程 16 議案第 13 号	令和 8 年度南幌町一般会計予算
	●日程 17 議案第 14 号	令和 8 年度南幌町国民健康保険特別会計予算
	●日程 18 議案第 15 号	令和 8 年度南幌町病院事業会計予算
	●日程 19 議案第 16 号	令和 8 年度南幌町介護保険特別会計予算
	●日程 20 議案第 17 号	令和 8 年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算
	●日程 21 議案第 18 号	令和 8 年度南幌町下水道事業会計予算
町 長	以上 10 議案を一括して議題といたします。 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。 ただいま上程をいただきました議案第 9 号から議案第 18 号までの 10 議案につきまして、提案理由を申し上げます。 初めに、議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、農業委員会委員の能率報酬について、条例で定める必要があることから、本案を提案するものです。 次に、議案第 10 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定につきましては、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を鑑み、本案を提案するものです。 次に、議案第 11 号及び議案第 12 号につきましては、いずれも、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本案を提案するものです。 次に、議案第 13 号から議案第 18 号までの 6 議案につきましては、令和 8 年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました令和 8 年度南幌町各会計予算編成の概要により、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。	
議 長	予算編成概要の説明を求めます。副町長。	
副 町 長	(予算編成概要の朗読により説明する。)	
議 長	ただいま上程されました 10 議案の取り扱いについてお諮りいたします。	
佐藤議員	5 番 佐藤 妙子議員。 ただいま上程されました令和 8 年度各会計予算及び関連条例議案等につきましては、議長を除く 10 名による予算審査特別委員会を設置して、本 10 議案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思いますので、議長よりお諮り願います。	
議 長	お諮りいたします。ただいまの佐藤 妙子議員からの御発言は、1	

0名による予算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本10議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

5番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には家塚 雅人議員、副委員長には石川 康弘議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいま、佐藤 妙子議員からの提案がありましたとおり、委員長に家塚 雅人議員、副委員長に石川 康弘議員との御発言であります、そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって委員長には家塚 雅人議員、副委員長には石川 康弘議員と決定をいたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日10日午前9時30分まで延会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって明日10日午前9時30分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後12時4分)

令和8年 第1回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和8年3月10日（火）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	湯 本	要	2 番	西 股	裕 司
3 番	星	真 希	4 番	熊 木	恵 子
5 番	佐 藤	妙 子	6 番	細 川	美喜男
7 番	加 藤	真 悟	8 番	石 川	康 弘
9 番	高 橋	修 平	10 番	家 塚	雅 人
11 番	側 瀬	敏 彦			

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

6 番	細 川	美喜男	7 番	加 藤	真 悟
-----	-----	-----	-----	-----	-----

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	藤 田	雅 章	議事係長	富 木	孝 郎
------	-----	-----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎	貞 二	教 育 長	西 田	篤 人
農業委員会会長	鍋 山	洋 一	監 査 委 員	白 倉	敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林	史 典	総 務 課 長	笠 原	大 介
まちづくり課長	斉 藤	隆	住 民 課 長	渡 辺	広 貴
税 務 課 長	砂 田	隆 樹	保健福祉課長	谷 藤	朋 代
保健福祉課参事	蛭 沢	千 晴	産業振興課長	岩 本	聖
都市整備課長	黒 島	滋 規	会計管理者	池 畑	憲 一
病院事務長	渡 部	浩 二			

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 山 本 篤

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

昨日より延会になっておりました令和8年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程22 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につきましては、通告順に行います。

10番 家塚 雅人議員。

家塚議員

それでは、町長に地域公共交通の維持について一般質問を行います。

南幌町の公共交通については、現在、夕鉄バス、ジェイ・アールバス、中央バス3社により路線バスが運行されています。しかし、全国的な課題となっている運転手不足や燃料費の高騰などの影響を受け、本町においても減便が進み、状況は深刻さを増してきています。

令和6年3月に策定した南幌町地域公共交通計画では、公共交通の現状分析や町民アンケートの結果を踏まえ、課題などを整理したうえで3つの基本理念に基づく施策を掲げて推進しています。しかし、現時点では十分な効果があらわれているとは言いがたく、町民が安心して移動できる環境には、まだ十分届いている状況にはないと感じています。

このまま減便が進めば、町外への通勤・通学、さらには通院といった日常の移動が難しくなり、特に高齢者や車を持たない世帯にとっては、生活そのものが成り立たなくなる恐れがあります。公共交通は、町民が住み続けられると感じられるための大切な支えであり、単なる移動手段ではないと思っています。

こうした状況を踏まえ、町民ニーズに応じた路線バスの維持・確保は喫緊の課題と考えますが、今後の対応について町長の見解を伺います。

議 長
町 長

町長。

地域公共交通の維持についての御質問にお答えします。

鉄路のない本町において、路線バスは通勤・通学や通院など、日常の移動手段として町民生活に欠かすことのできないものです。

しかし、バス事業者は少子高齢化などによる利用者の減少や燃料価格等の高騰による運行経費の増加、さらには時間外労働時間の上限制限による運転手確保の問題などから、路線廃止や減便を進めている状況にあります。

本町を運行する路線バス3社においても、路線廃止や減便が行われていることから、町としましては、路線や便数維持のため、バス事業者に対し赤字補てんの補助を行うとともに、北海道運輸局、北海道、近隣自治体、関係機関などと連携し、地域公共交通維持に向け協議検討を行っていますが、課題解決には至っていません。

路線バスの確保は、持続可能なまちづくりを進めるうえで、重要な

議長
家塚議員
(再質問)

課題であることから、関係機関と連携を図り、運転手待遇改善などの補助制度の拡充を要望するなど、路線バスを初めとする地域公共交通の維持確保に取り組んでまいります。

10番 家塚 雅人議員。

それでは再質問をいたします。まず、運転手不足の問題ですが、これは本町だけの課題ではなく、全国の自治体が同じように深刻な影響を受けている極めて大きな社会的課題であります。自治体単独で解決できる性質のものではなく、国の制度的な後押しやバス事業者との連携強化が不可欠であり、地域だけの努力では、なかなか前に進みにくい状況にあると認識をしております。本町の減便状況を見ても、その厳しさは明らかです。

令和元年から令和7年7月までの6年間で、平日、休日に若干は違いはありますが、夕鉄バスでは平日の上りで6便、下りで9便、ジェイ・アールバスでは上り4便、下り3便、中央バスでは上り下りそれぞれ2便が、減便や路線の見直しとなっております。この傾向が続けば、減便のスピードはさらに加速し、町外への通勤・通学、さらには通院といった日常生活に直結する移動手段が大きく損なわれることは、避けられないものと考えております。

また一方で、高齢者の免許返納は過去8年で年間平均36人に上り、返納後は、ハイヤーの利用券3年間の交付がありますが、公共交通に頼らざるを得ない状況にあります。また、高校生の通学では、最寄りのJR駅まで父兄が送迎する家庭、それ以外は公共交通に依存しており、減便の影響は若い世代にも直接及んでいます。つまり、公共交通の維持は、高齢者の足だけではなく、地域の未来を担う子どもたちの足までも影響があるというふうに思っております。

運転手不足の背景には、賃金水準の低さという構造的な問題があります。先般、ある事業者では、若手や中途採用者への処遇改善を進めるという新聞報道もありましたが、離職理由の多くが、賃金の低さであるという現状は依然として変わっておりません。また、先般の報道では、バス事業者5社による2027年4月、札幌市内の運賃改定により、人材確保に向けて、賃上げなどの待遇改善を図るとしております。また、他の自治体では、地域おこし協力隊をバス事業者に派遣して、運転事業を担わせたり、バス路線廃止に対して、観光バス会社やタクシー会社に代替運行を委託し、赤字分全額を自治体が負担して路線を維持するなど、様々な工夫が行われております。しかし、こうした取組を見ても、行政だけで公共交通を守り切るには限界があることは明白です。財政的にも、人材確保の面でも、自治体単独で支え続けることは極めて困難な状況にあると考えています。

このようなことから、昨年の予算委員会でも少しお話を申し上げましたが、まずはこの厳しい現状と行政の限界を町民の皆さんと共有し、乗って守ろう生活の足という意識を町全体で高めていくことが不可欠だと考えております。公共交通は、使わなければ維持ができないという現実を、町としてしっかりと発信し、町民の皆さんと危機感を共有しながら、利用促進につなげていく必要があると考えております。そ

議長
町長
(再答弁)

こで伺います。

公共交通の利用促進に向けて、町として強いメッセージを町民に発信していくことが必要と考えますが、町長の考えをお聞かせください。

町長。

家塚議員の再質問にお答えをいたします。まず、運転手不足の状況でございますけども、議員が言われるとおり、運転手不足の要因でございますけども、不規則な勤務形態や長時間労働、高齢化などが複合的に絡み合い、人材確保を困難にしている状況でございます。また、責任の重さに比べまして、給与水準が他産業より低く、若年層から職業として選ばれない状況が続いております。2年前の聞き取り調査でございますけども、夕鉄バスでは、路線維持に40名の運転手が必要のところ、実際には27名、7割の人員確保しかできていない実情にあるということでございます。

本町における近年の減便状況でございますが、議員が言われるとおり、令和元年からの6年間で、町内乗り入れの3社で、減便や路線バスの路線の見直しが行われております。背景には、先ほど申し上げた深刻な運転不足とコロナ禍による利用者の減少が挙げられます。現在の運行ダイヤ、平日でございますけども、運行ダイヤと利用者の状況でございますが、夕鉄バスは上り12便、下り12便、上り新札幌行きは12時以降、下り新札幌発は11時から15時までの時間帯の利用者の減少割合が大きい状況でございます。ジェイ・アールバスは上り6便、下り7便、上りの北広島・大谷地行きは12時以降、下りの大谷地・北広島発は始発から13時までの時間帯の利用者の減少割合が大きい状況でございます。中央高速バスは上り下りとも7便、上り札幌行きは11時以降、下り札幌発は始発から13時までの時間帯の利用者の減少割合が大きい状況でございます。時間帯の利用状況は、各社同じ傾向で、上りは午後からの便が、下りは午前の便の利用者が減少傾向にございます。

バス事業者に対します赤字補てんでございますが、中央高速バスに対して、栗山町と距離案分によりまして、令和7年度は380万1,000円の赤字補てんを行っております。なお、夕鉄バス、ジェイ・アールバスに対しての赤字補てんは行っておりません。

通勤・通学における利用状況でございますけども、朝夕の時間帯では、一定の利用はありますけども、減便の影響やバス離れが現在進みまして、全体的に減少傾向であります。また、議員言われるとおり、高校生は親の送迎も多いと思われれます。高校生通学費等補助事業の実施当初は、バスやJRの定期代に対する補助でございましたけども、保護者からの要望もあり、現在は学校ごとの補助に変更をしております。

運転手の処遇改善でございますけども、現在、札幌市で市営バス料金の値上げが話題になっておりますけども、背景にあるのは運転手不足でありまして、値上げにより、人材確保のための処遇改善を図ろうとするものであります。一律30円値上げすることによりまして、平均年報酬、現在の483万円を521万円まで上げることを目指すも

ので、全産業並みの平均報酬に近づけようとするものでございます。

議員言われる町民のバスの利用の促進、メッセージの発信でございますけども、近年は特にバスの利用者が減少していると私自身も感じてございます。議員が言われるとおり、バスの利用促進に向けては、町全体の意識を高める必要があると思っております。しかし、現在車を利用されている方が、実際にバスに利用を切り替えることは、現実的にはなかなか難しいことではありますが、認識を持つことが重要であると考えております。まずは地域公共交通の現状や問題点などについて、町民と情報共有を図ることが大事であると考えます。今後町広報におきまして特集を組むなど、町民にしっかり届く啓発を行ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長
家塚議員

10番 家塚 雅人議員。

ただいま、町長より答弁をいただきまして、基本的な考え方は理解をいたしましたので、改めての答弁は必要ありませんが、鉄道のない本町においては、バス路線の維持は、将来のまちづくりに直結する極めて重要な問題であると思っております。路線の縮小や利便性の低下は、移住定住の促進、子育て環境の充実、高齢者の生活の確保など、町の持続可能に大きな影響を及ぼすことは避けられないと考えております。

今後、1人でも多くの町民が、公共交通の価値を再認識していただき、日常の移動手段としてバスの利用に目を向けていただくことが、路線維持に向けた最も確かな力になると考えております。町としても、利用促進に向けた地域啓発に引き続き取り組んでいただくことを期待し、私の質問を終わります。

議 長

以上で、家塚 雅人議員の一般質問を終わります。

これから一般質問を行う議員に通告をいたします。議長に指名を受けてから、再質問、再々質問を行うように、注意していただきたいと思います。

次に、3番 星 真希議員。

星 議員

では、一般質問させていただきます。第7期総合計画策定における持続可能なまちづくりの方向性について。

現在の第6期総合計画後期基本計画では、誰もが笑顔で活躍できるまちを基本理念に、子どもたちの未来を応援する取組の推進やSDGsの推進を重点施策として、まちづくりが進められてきました。

これまでの事業成果として、道内市町村の日本人人口の増加数が3年連続で1位となったことをはじめ、はれっばや温泉施設周辺のにぎわい創出や新規店舗の増加など、各分野において成果があったものと認識しており、今後も一定の人口増加の可能性は見込まれると考えます。

しかし、昨年3月に策定された創生総合戦略における人口ビジョンでは、2050年に7,500人以上を目指すとされており、今後は人口減少となってくる局面も考えると、将来の人口構造の持続可能性を確保するためには、町外に出た若い世代の方が将来戻りたいと思える若者世代の転入の促進、暮らし続けられる地域環境の整備、住民の幸

福度向上など住み続けたいと思える持続可能なまちづくりを推進していくことが重要であると考えます。

令和8年度は第6期総合計画の最終年度となり、現在新たな第7期総合計画の策定作業が進められていますが、第7期総合計画において、持続可能なまちづくりとして現在の人口規模の維持を目指すのか、あるいはさらなる人口の増加を目指していくのか、町長の考えを伺います。

また、年代別人口構成の変化を踏まえ、単身者を含めた若者世代の移住に向けた考えをあわせて伺います。

議 長
町 長

町長。

第7期総合計画策定における持続可能なまちづくりの方向性についての御質問にお答えします。

第7期総合計画については、昨年実施したアンケート調査や町民ワークショップの結果をもとに素案作成を進め、策定審議会において検討、協議を行ってまいります。

1点目の御質問については、みどり野団地の未分譲地の状況から、将来的に多くの人口増が見込めないと考えていることから、創生総合戦略における人口ビジョンを基本とし、宅地の分譲を着実に進め、緩やかな人口増加を見込み、持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えます。

2点目の御質問については、南幌流通団地への企業誘致を促進し、雇用の場の確保に取り組むとともに、民間賃貸住宅用地において、事業者に対する建築費の一部助成を行い、住環境の整備に取り組んでまいります。

また、移住セミナー等で、若い世代にふるさと就職祝金事業などの情報提供を行い、単身者を含めた若者世代の移住促進につなげてまいります。

議 長
星 議員
(再質問)

3 番 星 真希議員。

1点目の質問なんですけれども、今後は団地の分譲ですね、将来的には多くの人口増が見込めないと考えていることで、今後は緩やかな人口増加を見込んだまちづくりを進めていくということなんですけど、質問した理由として、人口増加を目指していく場合ですね、教育施設等の問題も少し気になっていたもので、どうなんだろうということで質問させていただいたんですが、今後は緩やかな人口増を見込んでいくということで理解いたしましたので、1点目について再質問はありません。

2点目についてなんですけれども、町長の答弁の中で、今後の方向性として、雇用の確保と賃貸住宅用地における住環境の整備に取り組んで、あと、それにあわせて、ふるさと就職祝金事業も始めていくということなので、単身者を含め、若い世代を中心として移住促進につなげたまちづくりを進めていくということで理解しました。雇用環境を確保するというので、今後は、若い人たちが南幌町で働きたい、または将来地元に戻って働きたいという思いの人が増えてくれるとですね、将来的な人口構造のバランスの観点からも、持続可能なまちづく

りになっていくのではないかなと感じました。現在はですね、子育て世代の方が中心に人口増加がしている状況なんですけれども、近年は人口の増加率も高くなっていて、ちょっと子育て世代中心に人口が増えているなという印象なんですけれども、将来的にはそうですね、また高齢化率なども考えると、今後もやっぱり若い世代の方が、本町のほうに住んでもらえるとですね、人口増加というか、将来的に支える、持続可能なまちづくりにつながっていくのではないかなというふうに私は考えています。次期総合計画に向けた方向性として、これから単身者を含めた若者世代の移住促進につなげていくということですので、住み始めた若い世代の方が、その後も暮らし続けていくようにつなげるための考え方について、再質問をさせていただきます。

現在は子育て世代を中心とした移住政策が進められています。現在の住宅建築助成制度においては、転入者と町内在住者の方で助成額に差がある状況で、例えば、就職で南幌に住み始めて1年以上たって、南幌に住んで1年経って住宅を建てたいと考えた場合は、既住民ということになりまして、制度上の内容も変わってくるのではないかと思います。これからなんですけれども、住み始めてもらうことに加えて、住み続けてもらう視点も重要ではないかと私は考えています。町内に住み始めた若い世代の方がそのまま南幌町で暮らし続けていける支えとなる施策も重要ではないかなと思っています。例えばなんですけれども、住宅への引っ越し費用の一部助成であったり、あとは国のほうでやっています結婚新生活支援事業などもありまして、補助金の活用ができれば、財政的な負担も軽減することができるなど思っているんですが、これはあくまでも例として今日申し上げていますので、具体的な制度についての答弁は求めています。ただ、具体的な例としてお話しさせていただきました。今日は方向性ということの質問なので、こうした視点から、今後の方向性として、単身者を含めた若者世代の移住促進に合わせて、暮らしやすい環境づくりを整えていくべきではないかと考えています。将来にわたり南幌で暮らし続けられるよう、新たな方策の検討を進めていく考えはあるのか、町長に考えを伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

星議員の再質問にお答えをいたします。単身者を含めた若者世代の移住に向けた考えはということではないかと思えますけれども、単身者層の移住の受皿としましては、南幌流通団地の中に民間賃貸住宅用地を分譲しまして、雇用環境の充実と若者世代の移住促進を図る考えでございます。

なお、アパートなど民間賃貸住宅の建設にあたっては、建築費の一部助成を行い、分譲促進を考えるという考えでございます。いずれにしましても、若い世代の転入を促進する、移住を促進することにつきましては、やはり就業場所の確保がまずは第1ではないかなと思っていますので、企業誘致活動を積極的に取り組んでまいりたいと、また、ほかにも、町に訪れてもらうための施策づくり、こういったものも必要でないかなと思います。これから総合計画の素案づくりに

入りますが、できるだけ若い世代の意見を聞く機会を設けるとともに、若手職員によるワーキングなどを行い、若い世代の移住促進、また、住み続けられる施策、それらなど、持続的なまちづくりに向けた計画の策定の準備を進めてまいりたいと考えております。

議 長
星 議員
(再々質問)

3 番 星 真希議員。

今後も、若い世代の移住促進に向けて、様々な雇用とか呼び込み、そして若い世代の方の意見を聞いたり、ワークショップを開催しながら、若い人たちが南幌で住んで、住み続けていくために考えていっていただけるということで理解しました。

再々質問なんですが、質問というか、またこれも考え方の質問になると思うんですが、人口を維持していく、もしくは緩やかな人口を目指していく、なるべく人口維持していくためには、いろいろな観点から施策をつなげていくことが大事で、すごく難しいですし、時間も、急に何かやったから急に人口が増えるかと言ったらそういう話にはならないと思っています。政策として支えるということも当然重要になってきます。雇用と結びつけるのも重要だということも理解しているんですけども、転入の促進だけではなく、転出抑制ですね、この点についてもやはり考えていくことが重要じゃないかと。総合計画ということもありますし、いろいろな観点から、考えていくことが重要ではないかと思っています。転出には、就職や進学など、皆さんそれぞれいろいろな事情がありますので、転出そのものを抑えるということとはすごく難しいことであります。直接的な転出抑制とはならないかもしれないんですけども、ならないと思うんですが、地域コミュニティとか、人とのつながりとか、そういう目に見えない部分といいますかね、心の満足度というところもありますし、町民の幸福度、こういうものを高めていくことも、持続可能なまちづくりの観点としては重要になっていくと私は考えていますが、この点について町長の考えも伺いたいと思います。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

星議員の再々質問にお答えをいたします。転出抑制ということでございますけども、議員言われるとおり、それぞれ事情がございますので、なかなかそれに向き合うのは難しいことかなとは思いますが、例えば、先ほど一般質問いただきました公共交通の維持、これは避けて通れないことかなと思います。また、町立病院の発展的な維持、これについても、町民の健康を守るということで大事なことはないかなと思っております。また、先ほど議員がおっしゃられました教育環境の充実、これまた、子どもたちが将来にわたって南幌で育ち住み続けられるということでは、教育環境の維持、これについても大事な部分でないかなと思います。いろんな部分がございますけども、町内にですね、少しでも多くの方が転出されないような、魅力あるまちづくりについて、これから次期総合計画で、職員共々、素案づくりに努めてまいりたいと考えております。

議 長

以上で、星真希議員の一般質問を終わります。

次に、4 番 熊木 恵子議員。

熊木議員

町長に3問の質問を行います。

1 問目、加齢性難聴者への補聴器購入助成について。

全日本年金者組合の調査によると、軽度や中等度の難聴の高齢者などを対象に、補聴器購入の助成実施自治体数は、全国では518自治体、道内では33自治体の実施され、誰もが補聴器を買えるようにしてほしいという声が各地で広がり、独自の助成を行う自治体が増えています。

加齢性難聴でコミュニケーションが図りづらくなり、外出をためらい自宅に引きこもる高齢者や家族からの悩みも聞かれ、日本耳鼻咽喉科の医師によると、脳の機能低下につながる前に、軽度や中等度で補聴器を使用するのが良いと提言しています。高齢者の介護予防を促すために、厚生労働省が各自治体の取組を評価して交付する介護保険保険者努力支援交付金では、今年度から、難聴の啓発や早期発見、受診勧奨などの取組が、認知症総合支援の推進として評価指標に含まれるようになったと報道されています。難聴は認知症のリスクを高めると言われており、早期対応が大切です。

第9期介護保険事業計画、高齢者福祉計画の基本理念である、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で自分らしい生活を最期まで送ることができるよう支援するためにも、また、高齢者の自立の促進のためにも、補聴器購入助成は必要と思いますが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

加齢性難聴者への補聴器購入助成についての御質問にお答えします。

本町では、老人会等の高齢者の集まりの際に、聞こえのチェックシートを実施していますが、令和8年度より、特定健診の集団健診においても実施し、加齢性難聴の早期発見、早期受診の必要性を周知してまいります。

また、国立長寿医療研究センターの研究においては、難聴と認知症の因果関係については、結論を得るに至っておりませんが、難聴と認知機能低下は一定の相関性があると確認されています。

加齢性難聴者への補聴器購入の助成につきましては、国の公的補助として制度化されることが望ましいと考えますが、全国的に独自で助成制度を実施している自治体が増加傾向にあることから、第10期介護保険事業計画の中で検討を行ってまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

4 番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。ただいまの答弁で、聞こえのチェックシートの実施ということと、それから、第10期介護保険事業計画の中で検討を行ってまいりますという答弁でした。私、昨年の6月の議会でも一般質問を行っているんですけども、そのときは、道内33自治体ではなくてもっと少なかったんですよね。それで、そういう意味では先ほど町長も答弁されているように、確実に全国でも全道でも広がってきています。そういう意味で、今取り組むというか、チェックシートのこととか、それから、第10期介護保険の中で取り組まれるというこ

とが、前進かと思います。第10期介護保険事業計画となると、今これ第9期なんですけれども、それは今年、令和8年度までということになります。そしたら、この1年間は、先ほど言われたように、チェックシートを充実させていくということだと思うんですけども、やはりこの1年間で、十分議論が進むようにしていったほしいなということとは要望です。

それから、国ですね、この2年間では実施するところが増えていて、先ほど全日本年金者組合の数字を申し上げました。その中では、全国で518自治体、そして道内では33自治体ということだったんですけれども、もう少し詳しく調べてみると、日本補聴器販売店協会というところが一般社団法人であるんです。そこでの調査では、昨年2025年12月1日現在の調査で、18歳以上を対象とした補聴器購入費助成制度の実施状況は、全国で622自治体、北海道では48自治体の実施していると報告されています。そういう意味では確実に広がってきている。それから、昨年質問したときには、まだ空知管内では実施するところがなかったんですけども、昨年の4月から近隣でも1自治体の実施しているという状況があります。前回の質問の中で、なかなか町長のほうからは、補聴器を購入しても、なかなか使いづらいついとか、違和感があるとかって理由で、使っていないという実態もあるということをお聞きして、私もそういう方のお話は聞きます。そういう中でもやっぱりこの制度があることによって、やっぱりつくって、何とか難聴を予防するとか、それを早くからやるということでは、すごく効果のあることだと思っています。近隣のちょっとお聞きすると、制度をつくって、予算もそんなに大きな規模の予算ではないですけども、10件ほどの申請があったということでした。そういう形で、じわりと増えていくことによって、介護保険事業計画の中でも、本当に住みなれた地域で安心して老後を送っていく、最後までここで住み続けていくということの基本理念に沿ったものになると思います。

再質問で何を聞きたいかという、今の町長がチェックシートとか2つの点で実施していくということなんですけれども、やはり、今現在聞き取ったりいろいろしているところを、もっと充実させていく、そのために、保健福祉課を中心にどのような取組がこれからもっとされていくのか。例えば、老人会、私も老人会に加盟していますけれども、老人会では、年に1回とか2回、その地域によって違いますけれども、担当の保健師さんに来ていただいて、血圧測定とかいろいろやっています。恐らくそういう中でも、チェックシートとか使いながら、啓蒙したりいろいろしていると思うんですけども、健康診断とかいろんな集まりの中で、取り組まれることというのは、具体的に何か検討されていることがあれば伺いたいと思います。

議長
町長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。全道道内の費用助成の実施状況、議員より詳しくお聞きさせていただきましたけども、現在では、518自治体ということで29.7%、前回に比べて16ポイント増

えました。道内では179市町村のうち、町の調べでは35市町村ということで19.6%、前回と比べて7ポイント増加しております。全体実施数はまだ低い状況でございますけども、近年はこうして全国的に増加傾向にあるというのを把握しております。

そこで、難聴による認知機能の低下についてのエビデンスなどございますけども、高齢者難聴に係る国の調査研究として、聴覚障がい
の補聴器による認知機能低下の予防効果を検証するための研究を進めて
おりますが、まだ研究結果が公表されていない状況でございます。

しかし、令和7年3月に厚生労働省が報告した老人保健健康推進事業の難聴高齢者の早期発見、早期対応等に向けた手引きでは、難聴者
に対する取組が必要であるとされております。また、補聴器を用いた
認知症予防の効果のエビデンスは、現時点では限定的なものにとどま
っておりますけども、難聴は認知症を進める危険因子の1つであるとい
うことが指摘されております。

そこで、本町における取組、チェックシートの実施でございますけ
ども、チェックシートは耳の聞こえに関する12項目の調査でござい
ます。本年度は2か所の老人会で保健師によりまして38名が実施し
ました。聞こえが悪い方に対して、早期受診を促しております。それで
今後どんな取組、具体的にするのかということでございますけども、
令和8年からは老人会のみでなく、このチェックシートを集団検診時
においても実施をする予定でございます。

町による補聴器の購入助成でございますけども、前回答弁させてい
ただきましたけども、全国的な実態やこれから向かう超高齢化社会を
考えた場合、購入費の助成は、本来、国の制度として行われるべきと私
は考えておりますけども、しかし、近年の全国的な状況を踏まえまし
て、本町では令和9年度から施行します介護保険事業計画、高齢者福
祉計画の中で、難聴高齢者に対します補聴器の購入助成について、検
討してまいりたいというように考えております。

議 長
熊木議員
(再々質問)

4番 熊木 恵子議員。

今ただいま町長の答弁で、老人会は2か所38名ということで、今
後老人会だけでなくいろんなところで増やしていくというようなこ
とだったと思います。ぜひそれを実施してほしいと思います。

それで、先ほちょっと最初の質問で話して再質問で言わなかった
んですけども、今年度から厚生労働省が各自治体の取組を評価して
交付する介護保険保険者努力支援交付金、これがまだ全国ではなかな
か使われていないというか、そういう実態があるそうなんです。これ
は、難聴高齢者の啓発や早期対応が評価指標に入り推進されるという
ことになっているんですけども、本町でもこれは取り組んでいくの
かどうか、その1点を確認させてほしいと思います。

議 長
保健福祉課長
(再々答弁)

保健福祉課長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。介護保険保険者努力支援
交付金につきましては、これは全国的に行われている自治体における
取組の財政的インセンティブによるものになってございます。こちら
につきましては毎年行っておりまして、質問でもありましたように、

高齢者難聴におきまして早期発見、早期介入について項目が増えたところでございます。こちらにつきましては、南幌町としても点数項目の満点ではございませんが、取り組んでいるということで加点はされているところでございます。以上です。

熊木議員

2問目に移ります。中古住宅購入費助成事業の拡充をということで町長に伺います。

中古住宅購入費助成事業は、町内の中古住宅を購入する者に対し、その費用の一部を助成することにより、中古・定住の促進及び空き家等の増加を抑制し、持続可能な住環境の保全・向上を図ることを目的に、南幌町空き家・空き地情報バンク制度に登録された住宅であることを条件として実施されています。

町内には中古住宅販売を行う事業者もあり、住宅を求め物件を探す町内外からの希望者が多く見られ、町内での住み替えや、町外からの移住者が増加することは、新たなまちづくりにとって有効な取組と考えます。

中古住宅を購入された方に購入費助成金額を増やし、空き家・空き地情報バンク制度に登録されていない住宅も対象とするなど、助成制度の拡充が必要と思いますが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

中古住宅購入費助成事業の拡充をの御質問にお答えします。

本町は、札幌市のベッドタウンとして、市街地を中心とした住宅団地が形成され、現在も新築住宅の建設が進んでいます。

町としては、将来を見据えた空き家対策の1つとして、移住・定住の促進及び空き家等の増加を抑制し、持続可能な住環境の保全・向上を図ることを目的に、中古住宅購入費助成事業を令和4年度から実施しており、これまでの4年間で12件の購入費助成を行っています。

現在、中古住宅の需要が増えており、市街地における流通も多くなってきていることから、空き家の解消と移住促進に向け、今後、空き家・空き地情報バンク制度の登録要件を外すなど、制度の見直しを検討してまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

4番 熊木 恵子議員。

ただいま答弁いただきまして、これ難しいかなと私実際に思っていたんですけども、今のただいまの答弁で、空き家・空き地情報バンク制度の登録要件を外すという御答弁でした。そういう中では、広がっていくと本当に思います。令和4年度から始まって、12件が今、申請があって実績あるということでした。一昨年ですかね、町内に不動産を扱う事業者がお店を構えて、時々新聞折り込みで入ってきますけれども、成約件数とか、こういうところがというふうになって、すごく流通がうまくいっているのかなと思います。そういう意味では、空き家が、南幌町は、昭和56年ぐらいから住宅がどんどん建って一気に広がって、移住者が増加して、それでいろいろな要因があって転居する方が多くなって、人口減少になっていました。それに伴って、空き家もすごく多くなって、それでも、立地条件とか、中古住宅が比較的新しいということもあって、流通は割とスムーズにいられたかと思います。

でも、やはりいろいろその団地を構成している中では、かなり古いほうの団地の中では、やはり住まなくなっているままになっていたり、なかなか持ち主が分からないとか、それは担当課のほうでも十分整理をして、地図にも落としながらということをやっているというそういう努力も伺いました。それでもやっぱり空き家が増えていくことによって、地域全体がやっぱり治安のことだとか環境の悪化とかにつながっていくと思います。そういう意味では、この事業に取り組んだということではすごく大きなことだと思います。

それで私が思うのは、今、南幌町が若い子育て世代に補助をしているということもあって、飛躍的に人口が増加して、若い子育て世代がどんどん増えています。それ自体は本当に素晴らしいことだと思います。しかし今、経済状況が厳しい中で、誰もが皆、新築住宅を建築できるというものではないと思います。そういう中でこの中古住宅が町内にもたくさんありますので、そういう意味で、中古住宅に補助することで、もっと多くの方が、町内の中でも住み替えとかいろいろあると思います。それをすることによって町外に人口が流出しない、それから町外から空き家というか、その中古住宅を見に来て、そこに住むということになると移住促進、それによって新たなまちづくりという形になっていくと思います。ですから一石二鳥も三鳥もというか、そういう形の政策だと思います。

それで、先ほど空き家・空き地情報バンクの登録要件を外すということでしたけれども、今年度予算の中にも、この事業の事業費は計上されています。伺いたいんですけども、これは、すぐ外して予算上、例えば、制度を新たに見直したときに、どのような予算配分で、それから何件とか何かいろいろこう規定をこれから設けていくかと思うんですけども、その辺はもしお答えできれば、どのように考えているのか伺いたいと思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。まず、中古住宅購入助成事業の実績でございますけれども、対象としましては、昭和56年6月以降に着工し、空き家・空き地情報バンク制度に登録された住宅であることが1つの条件となっております。今までの実績としまして、R4年に2件50万円、R5年に5件で125万円、R6年は0件、R7年は5件で125万円の実績でございました。そこで町内の空き家及び中古住宅の状況でございますけれども、町が把握している町内の住宅空き家でございますけれども、市街地で70件、農村地区で54件で確認をしております。

町内の中古住宅の動きというか流通でございますけれども、年間30件程度と思われます。個人でやっている方もおられるので、これはあくまでも想定、想像でございますけれども、また、近年は町内に不動産業者、議員言われるように不動産業者が進出したこともあり、この中古住宅の市場が活発化していることが言えます。

また、空き家・空き地情報バンク制度のほうでございますけれども、平成19年度に制度を構築しまして、今までに戸建住宅39件、アパー

ト4件、土地70件、計113件の登録実績がございます。近隣の中古住宅助成の状況でございますけども、本町と同様に助成している市町村がありますけども、助成額がばらばらでございますして、助成額が大きい町村は、過疎化対策を主眼に置いているというような状況かと思えます。札幌圏で中古住宅を助成しているんですけども、札幌圏で助成事業を行っているのは、本町と石狩市のみです。石狩市は助成額15万円ということで、本町は25万円ですけども、この1市1町だけでございます。

議員から指摘されている空き家・空き地バンク情報制度に登録していない住宅を対象にする考えでございますけども、現在こういう形で紐づけにしておりますけども、実態を考えまして、紐づけを解消することによって、多くの方が対象になるのではないかとというように今後制度の見直しを検討していこうと思っておりますけども、ちょっと時間もかかりますものですから、8年度に検討をしまして、9年度から実施に向けて検討をするように今考えている状況でございます。予算額につきましては、令和8年度については、まだこの紐づけは外せませんけども、なるべく多くの方が対象になるよう補正予算などでも対応していきたいと思っております。

議長
熊木議員

4番 熊木 恵子議員。

ただいまの答弁で、8年度は検討、9年度から実施ということになるだろうということでした。それで今、町長の答弁で、この同じような制度をやっているところが石狩市と南幌町ということでは、やっぱりすごいというか、こういう制度をつくったことそのものは評価したいと思えます。それで、やっぱり空き家がたくさん存在すると、先ほども質問でも言いましたけれども、やはり今せつかく南幌町がきれいなまちで、若い人がとか、いろいろなこうキャッチフレーズもありますし、報道とかニュースとか番組とかでも取り上げられています。町を訪れた人が、全町どこを見ても、本当にきれいで美しいまちというか、こういうところに住みたいと思ってもらえるような形が望ましいと思えます。そういう意味では、中古住宅がどんどんこう買ってもらえて新しい人が住んだり、町内でもそこで住んで、この人生最期ゆっくり過ごしてもらおうということは、本当に大事なことだと思いますので、8年度に、ぜひいろんな形で検討して実施してほしいと思いますので、要望して終わります。

3問目の質問を行います。公共施設の女子トイレに生理用品の設置を。

生活リズムの乱れやストレスなどで、生理周期が乱れたり、不正出血したりすることは誰にでも起こりうることです。生理用品を持ち歩いている方でも、忘れることもあれば想定以上の量で切らしてしまうこともあります。トイレットペーパーのように、どこにでも置かれていることが当たり前の世の中になってほしいと思えます。

町として公共施設の女子トイレに設置することに取り組むことで、人権の尊重、女性の身体的・精神的負担を軽減することができると考えます。既に、小学校、中学校での女子トイレへの設置は進められてい

ますが、役場庁舎をはじめ、公共施設の女子トイレにおいても生理用品の設置が必要ではないかと思いますが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

公共施設の女子トイレに生理用品の設置をの御質問にお答えします。

現在、本町においては、小・中学校の女子トイレには、令和3年度から生理用品を設置しているところですが、役場庁舎等の公共施設には設置していません。

生理は生活リズムや体調、ストレスなどの影響を受けやすく、急な対応が必要となる場合があることから、全国的に公共施設に生理用品を設置する動きが少しずつ広がっています。

本町においても、女性が抱える身体的・精神的負担を軽減し、公共施設において安心して過ごせる環境を整えるため、公共施設への設置を順次進めてまいります。

議 長
熊木議員

4 番 熊木 恵子議員。

ただいまの答弁で、公共施設に設置を順次進めていくということでした。町長の答弁の中で、女性が抱える身体的・精神的負担を軽減し、公共施設においても安心して過ごせる環境を整えるということで答弁されたことが、私とてもうれしく感じました。本当に急がれることだと思います。

小学校、中学校の女子トイレへの生理用品の設置をとということも、ちょうどコロナがいろいろまん延しているころ質問して、すぐそれに答えていただきました。そういう意味ではなかなか、保健室に行ったりとか、いろんなことがあるにしても、やはり不測の事態に備えるというところで、教育委員会も、それから町もそういう意味では、女性のそういう人権に寄り添ってくれるということは、すごく大きなことだと思います。それは誇りに思えるなど私今答弁を聞いていて思いました。

それで、今そういうふうに答弁いただいたので、特に再質問も何もありません。ただその気持ちを伝えます。それから、速やかにやっぱり進めていかれると思うんですけども、やはり役場とかぼろろとか、いろんな公共施設で多くの方が行くようなところは、速やかに進めていただきたいのと、やはりこういうもので設置しましたという広報をぜひ、町民に分かるようにしてほしいと思います。それを要望して質問終わります。

議 長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

場内時計で10時50分まで休憩をいたします。

(午前10時37分)

(午前10時50分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、5 番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

町長に1件質問させていただきます。ふるさと物産館ビューローの機能充実について。

ふるさと物産館ビューローは、本町の交流拠点、シンボルの施設と

して平成12年に建設されました。現在、はれっばの開業により町外から多くの方が訪れ、ビューローが交流拠点として果たす役割はこれまで以上に重要になっており、来訪者に買物や食事を楽しんでいただくためには、これまで以上の誘導策が必要であると考えます。

これまで、ビューロー利活用の改善を進めてきた結果、来訪者は徐々に増加していると思われませんが、観光協会が運営する野菜売り場や特販所の品ぞろえは、来館された方が十分に満足できる状況とはいいがたく、軽食コーナーにおいても、特産品を知っていただくという目的上、使える食材に限りがあり、新しいメニューづくりが難しいと伺っています。

こうした現状を踏まえると、来館者へのより良いサービスの提供やビューローが本町の交流拠点としての機能充実を図るためには、民間ノウハウを活かした施設の一体的な管理運営を行う指定管理制度の導入が必要と思いますが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

ふるさと物産館ビューローの機能充実についての御質問にお答えします。

ビューローの来館者数は、はれっばの開業の効果もあり、令和6年度は6万8,000人と7,000人増加し、一般来場者をはじめ、観光協会特販場並びに軽食コーナーの利用者と売上額も年々増加しています。

現在、施設内の特販所と軽食コーナーは、町の観光・物産等の情報提供の場として、観光協会会員による地元野菜や特産品に限定して販売をしており、軽食コーナーでは、特産品のPRにつながるためのメニューを安価で提供しています。

今後においては、まずは観光協会における特産品をはじめとした、品ぞろえと飲食メニューの充実により、来館者へのサービスの向上を図りたいと考えることから、現時点で指定管理者制度導入の考えはありません。

議 長
佐藤議員
(再質問)

5番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。ただいま、導入の考えはありませんというお答えをいただきまして、大変残念に思っております。私は、平成28年度の一般質問において、ビューローの環境整備について様々な意見や提案をさせていただきました。観光協会でも様々な努力をいただいていることは十分に理解はしていますが、企業、テナントの撤退、また軽食メニューの減少など、もう一步、さらなる努力が必要と思います。はれっばは、オープン2年で来館者50万人を突破し、その方たちがビューローに来て南幌を知って、特産品をお買い求めいただいたり、飲食を楽しんでいただく、この収益性を考えると、このための誘導策が私は必要と考えております。私は、はれっばの圧倒的な集客力をどうビューローへ橋渡しするか、今の課題は、はれっば来館者の流れが自然にビューローへ向かう動線が弱いことだと思っております。

その上で、はれっば利用者のサービス券、また割引券、はれっばとの連携できるサービスの提供、提案、また展望台での写真映えスポット

できるアイデアなど、これは1つの例ですけれども、こういうものもあると思います。それと、私は同じく平成28年にですね、指定管理の制度についても質問いたしました。当時の答弁では、様々な懸案の考慮をしながら、どこまでその使い方が許されるのかを含めて利活用の方法を探っていきたいとの説明がございました。しかしですね、あれから約10年経過する中で、制度活用の具体的な進展が見えにくい状態にあります。施設改善については、先ほどもおっしゃられたとおり、一定の前進はあったものの、収益性向上につながる仕組みは依然として弱いままだと思います。来訪者増加のそのチャンスを十分に生かすきれないと私は感じています。指定管理制度を活用して、民間のノウハウを発想に取り入れることで、より集客力のある施設へと成長させていくことができるのではないかと考えております。

そこで、再度町長に伺いたいのですが、平成28年度以降、指定管理者制度の活用に向けて、町としてどのような協議、検討をされたのでしょうか。

また、収益性向上、また集客力強化に向けて、指定管理制度は必要と考えているんですが、なぜできないのか、現時点での町長の考えを伺います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。ビューローのまず利活用の経過でございますけれども、平成28年、議員より一般質問をいただきまして、その後、利活用検討委員会を設置をいたしまして、ビューローの機能充実と活性化についての検討を行ってまいりました。それに伴い、観光協会常駐職員の配置、情報コーナーの設置やPR動画放映機器の整備、特産品及び農産物直売所コーナーの増設、展望室への案内板設置、Wi-Fiの整備、LED化など環境整備等機能充実を図ってまいりました。また、令和2年にはエアコン、令和5年にはデジタルサイネージを設置して、環境整備を図ってございます。

ビューローへの利用者の状況実績でございますけれども、一般来館者は、R5年4万7,700人に対して、R6年5万790人ということで6.5ポイント増加しております。特販所の利用については、R5年7,475人に対して、R6年8,434人、12.8ポイント増加してございます。軽食コーナーについては、R5年5,263人に対して、R6年7,037人ということで33.7ポイント増加してございます。

そこで、売り上げ収入でございますけれども、売店の売り上げ、特産品・農産物の扱いでございますけれども、R5年766万7,000円に対して、R6年755万6,000円、5.4ポイントの増。軽食コーナーについては、R5年310万2,000円に対して、R6年427万7,000円ということで、37.9ポイント増えてございます。利用者数並びに売り上げは現在伸びておりまして、特に軽食コーナーの伸びが大きく、はれっばや町外からの利用が増えていると思われます。

そこで、議員の収益性向上が弱いという御指摘をいただきましたけれども、農産物直売所の品ぞろえ、現状と課題でございますけれども、農産

物は季節によりますけども、米、野菜、お花などが出品されており、出品農家は7件でございます。手間の割には売り上げが少ないことなどから、出品農家が増えないのが現状であります。なお、販売手数料は、売り上げ額の15%ということで決まっております。また、現在の7件は、Aコープやラッキーへの地元野菜コーナーにも出品している農家もありますことから、ビューローへの農産物の出品料に限りがあるのが現状でございます。

次に、特販場の品ぞろえの現状と課題でございますけども、現在、販売している特産品は、観光協会の運営上、超優良特産品認定の商品でありまして、14者から39品目の仕入れを行い、販売をしております。特産品以外では、南幌めぐみのクッキーや軍手など4品目、観光協会のオリジナルグッズ2品なども含まれます。今後においては、特産品の開発とともに、特産品以外にも、例えば、南空知の特産品や北海道メーカーなどを品ぞろえに加えるなど、それら品ぞろえの充実の検討が必要であるというように考えてございます。

軽食コーナーのメニューの充実、現状と課題でございますけども、現在、調理員や厨房の問題もあり、あくまでも軽食とし、特産品食材を事業者から仕入れ調理をしているのが現状でございます。メニューは麺類がラーメン4品、御飯類がジンギスカン丼とカレーの2品、デザートがきゃべどらとアイスの2品、計8品目でございます。やはりメニューの充実強化が必要であると考えておりますことから、できる環境や人員の中で、今後サービス向上の検討を進める考えでございます。

繰り返しになりますけども、現在、はれっばからの利用者が増えているという状況でございます。それで、はれっばの利用者に対する誘導ということで、サービス券、割引券、または展望室などお話がございますけども、まずは、今ほど申し上げました直売所の品ぞろえ、特販所の品ぞろえ、それと軽食コーナーのメニューの充実、これらについて強化を図る考えでございます。

そうしたことから、現在においては、指定管理者制度の導入については考えてございません。以上でございます。

5番 佐藤 妙子議員。

ただいま、町長のお話をお聞きしまして、私が28年度に質問した以降、本当に様々環境整備を図っていただけたということに関しては、大変評価しております。ただ、あれからはれっばができて、50万人という集客があつて、効果があつて少しずつビューローのほうにお客様が流れてきているというそういうお話でしたけれども、本当に今チャンスの時に、このぐらいでいいのかという考えなんですね。こういうチャンスの時だからこそ、しっかりとしたノウハウのある指定管理の方に来ていただいて、道の駅ではないですけど、それに準じるような、そのような施設になるべきところなのかなと私は考えております。町長のほうから指定管理の考えをお聞きいたしましたけれども、私としては、納得はできていない状況です。さらに観光協会ですでにだけるということですので、推移を見守りながら、また、私もいろんなことを考えていきたいと思っております。

議 長
佐藤議員
(再々質問)

それで、今回ですね、機能充実にということの題号で質問しましたので、そのことに関してもちっと触れてきたいきたいなというふう
に思っております。ここ最近はＳＮＳで話題になった商品を目的に遠
方から訪れる方が増えております。南幌温泉のキャベツ丼ですか、キャ
ベツ丼や古民家カフェ、またラーメン屋さん、パン屋さんなどもその
例で、多くの町外の方がそのＳＮＳをきっかけに、この町に来られて
います。今ここに来なければ食べることができないというものを南
幌の目玉としてＳＮＳなどで積極的に情報発信していただいて、戦略
的に仕掛けることも１つの誘導策ではないかと考えております。先ほ
ど町長もジンギスカン丼の話をしておりましたけれども、現在、そ
の提供されているジンギスカン丼なんですけれども、１つの例なんで
すけれどもね、これを絶対してくださいというわけではないんですけ
れども、１つの例として、南幌産の米と肉を使って、今すごく評判もい
いんですね、リピーターの方も来ております。私自身もおいしいと感
じております。町長は召し上がったことはございますでしょうか。例
えば、このジンギスカン丼をＳＮＳを活用して発信するなどして、わ
ざわざ来るといふ、そういう仕掛けをつくるということも１つの導入
の考えだと感じております。もう是非、そのビューローをまちづくり
の中心として今後考えていくときに、そういう方策も、わざわざ南幌
に来る目的のために、何か目玉をつくる、そういうことの考えについ
て町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。
今、例えばですね、ＳＮＳをきっかけとして目玉商品を売り出すと
かいうようなお話をいただきました。こういう、ここに来なければ味
わえない、食べられない、そういうメニューまたは特産品を提供して
いくのか。または広いメニューでもって、多くの方々に利用していただ
くのか、これまた両使いにすることがベターなのかなというふう
に思いますけども、それぞれ改善すべき点があるのは承知しております。
まずは観光協会として、来館者へのより良いサービスの提供、機能充
実が図られるよう検討を進める考えでございます。

また、野菜売場、特販所の品ぞろえ、また軽食コーナーの充実、それ
ぞれで必要でございますけども、そのほかにもビューローの果たす役
割がございますので、まずは観光協会との連携を図りながら、またい
ろいろな御意見をいただきながら、利活用に取り組んでまいりたいと
考えております。

議 長
西股議員

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に、２番 西股 裕司議員。

私のほうから１問、町長にお伺いいたします。まちの顔となる中央
通り沿いへの誘導はということです。

本町の都市計画マスタープランでは、快適でコンパクトな市街地の
形成が掲げられ、現状として市街地には都市機能が集積しコンパクト
にまとまり、町のメインストリートは新たな店舗がオープンしつつも
老舗商店が閉店するなど、にぎわいが不足しているように感じていま
す。

子ども室内遊戯施設はれっぱのオープン以来、交流人口は増加していますが、中央公園のにぎわいは中心地まで届いていないのではと感じております。議会報告懇談会でも交流人口の増加が及ぼす町への経済効果についての意見が聞かれています。

都市計画マスタープランでは、町の顔となる中心軸が分かりづらい状況であることから、中央通り沿いをまちの顔として位置づけながら、ふるさと物産館ビューローのさらなる利活用を検討し、利便性と中心性の向上を図るとされていますが、次の2点について町長の考えを伺います。

1点目、空き店舗活用支援事業を活用して出店された店舗等による中心軸への交流人口の誘導の効果は。

2点目、市街地中心部に多様な人々が集い交流できる空間を形成するなどの施策について取り組む考えは。以上です。

議 長
町 長

町長。

まちの顔となる中央通り沿いへの誘導はの御質問にお答えします。

1点目の御質問については、空き店舗活用支援事業を活用して、これまで17事業者が出店しており、うち昨年度から本年度にかけて、9事業者が出店するなど、飲食店や小売店が増えています。

また、中央通りの店舗には、土日を中心に町内外からの利用が増え始めており、交流人口の中心軸への誘導効果は出てきているものと感じております。

2点目の御質問については、はれっぱなどへの来町者をはじめ、多様な人々を中心市街地へ呼び込むには、中央通り沿いにある商業施設やビューローから、人の流れをつくることが重要であります。

そのためには、商工事業者の協力が必要であることから、商工会とにぎわいづくりに向けた協議を進めるとともに、中央通り沿いへのベンチの設置による歩行者休憩スペースの確保など、各事業者や関係団体などと連携し取り組んでまいります。

議 長
西股議員
(再質問)

2番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。今言われたとおりですね、中央通りには人が流れてきていると、誘導の効果は出てきているというように今回回答していただいております、1点目について。ただ、この部分ですね、先に私のほうの質問の中の前段の中でちょっと話しているんですが、やはり経済的な効果というのがあらわれるような形が、この中に含まれているのかなと。これちょっと見た目で交流人口が増えてきている、誘導されて入ってきているという部分は分かるんですけども、それが経済的に効果が実際にあらわれているのかなというふうなところがちょっと疑問に思っております。そういうところですね、もう少しちょっと具体的な形で教えていただきたいなと。実際に商工会で聞きますと、今商工会の会員数は、この6期の総合計画の後期のときには、前期目標で115件ですが、目標値令和8年128件になっているのが、現在でもう152件ということですので、空き店舗活用支援事業、これ自体は非常に効果があつたのかなというふうには思っております。そういうところのちょっと教えていただきたいなというのと、

2点目の部分ですが、これも早速ベンチを設置するなど、いろんなことをですね、具体的な提案をされておりますけれども、これただ単純にやると言ってもですね、結局これだけでは成功しないのではないだろうか。これ、南幌町の再生計画ですか。これははれっぱのときの、エリアマネジメントの推進ということで出されている計画です。これは8年までの形の中なんですから、この中では、やはり札幌からですね、人々が来た中で、南幌の市街地まで来ているのか来ていないのかということに対しては、ほとんどが来ていないんだと。2割程度だよということなんです。いかに本町の市街地を目的として足を運んでもらうかが大きな課題になっているということで問題の提起をされております。本事業における拠点施設整備とあわせて施設を中心としたにぎわいづくりと多様な働き方を創造するエリアマネジメントを進めることは、市街地への大きな集客と、移住・定住の効果が見込まれ、将来の本町の姿を左右する重要な事業と位置づけているというような計画が出ております。実際にそのとおりだと思うので、単純にこうやるのではなくて、やはりこの計画という部分がどういうふうにやるとそういうような形になるのかという部分をですね、もう少し突き詰めて検討するような形になっていただければなというふうに思っております。今、国土交通省の中ではウォークブルなまちなかに向けたロードマップという部分も出ておまして、こういう中にもやっぱりストリートファニチャーの設置というものが出ております。これに対する補助金もあるだろうしということなんです、単純にやはりこういうものはお金きませんので、やはり計画性を持った中で、どういうふうにやると使われるのかという部分を明確にしていくのがよろしいのかなというふうに思いますので、この辺についての考え方をですね、少しお聞かせ願えればなというふうに思います。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

西股議員の再質問にお答えをいたします。まず、中央通り商店街の状況でございますけれども、にぎわいが薄れているということでございましたけれども、やはり老舗飲食店の閉店の影響が大きいと思います。

現在、別の事業者が新たな形で飲食や宿泊業を行うと聞いておりますので、市街地のにぎわいにつながることを期待しております。また、これまでに中央通り商店街で空き店舗活用事業により出店した店舗がございますけれども、なかなか道路沿いから店舗が見えづらい、そういう店舗形態であることから、お客さんの出入りが分かりにくいというようなことで、それでもってにぎわいが感じづらい1面もあるのかなと思っております。

それと経済効果が具体的にということをおっしゃられましたけれども、なかなか経済効果を算出するのは難しい状況でございますけれども、例えば、はれっぱや中央公園で遊んだ後に、町内でランチやカフェ、ラーメン、それとジェラートなどへの利用者は増えているものと思います。そしてはれっぱの利用者に対して実施したアンケート調査がありますけれども、はれっぱ以外に立ち寄った場所はの問いに對しましては、飲食店と回答した方が、令和5年は74件でございましたけれども、令

和6年は104件で40%増の調査結果がございます。先ほどの一般質問でも申し上げましたけども、ビューローの来館者や軽食コーナーの利用者が増加していることは、はればや中央公園の利用効果があるものと思っております。ビューローのほうにつきましては、先ほども申し上げたとおり、加えるべき検討改善点がございますけども、やはり中央通り沿いの人の流れにつながりますよう、ビューローのそういった機能向上に努めてまいりたいと考えてございます。

そして最近、7月から10月に朝市を開催しておりますけども、最近、移住者が散歩がてらに朝市に来られる方、随分増えてきております。こういった人の流れも大事にしていきたいなと思っております。

また、空き店舗を活用した店舗で土日の日中に営業している店舗は5、6件ありまして、その利用客も増えている状況でございますので、中心軸への誘導効果は出始めているのかなと思っております。また、空き店舗で出店したお店で、夏場にビアガーデンを開催するお店もありまして、そういう交流事業に取り組んでいるのかなと思っています。市街地へのにぎわい、多様な人々の交流が空間できる形成ということで、なかなか難しい問題でございますけども、1つの例として、ビューローから中央通りに人の流れをつくるために、今、ベンチを設置したらいいかなということで職員提案もございました。それらの事業に取り組んでまいりたいなと思っております。

商工会の会員数伸びてきて大変嬉しい状況でございます。これが維持されるように町としても支援をしていきたいなと思っております。また、人を増やすといえますか、市街地のにぎわい増加という意味では、4月19日に改善センターで、パンとコーヒーとおやつと、というそういうイベントが開催されます。約70店のブース、キッチンカーが来る予定でございます。大変大きなイベントでありますので、これらを町内の周遊につなげてまいりたいというように考えてございます。また、昨年9月に、町内の若者、PARTY PARTYというイベントをスポーツセンターと改善センターの空き地、いわゆる空間を利用してイベントを開催しました。大変多くの人でにぎわいました。今年も8月に開催するということ聞いておりますので、こういうイベントがですね、今、点で終わっているのかなというような感じもしております。これを何とかこう線でつながるような形で、町のほうとしてもできる支援に努めてまいりたいなと思っております。なかなか御質問と答弁とかみ合わないかと思っておりますけども、以上でございます。

議長
西股議員

2番 西股 裕司議員。

1点だけなんですけど、先ほどのベンチを設置するだとか、そういう部分については、やはり単純にこうやってもですね、うまくいかないのではないかなと思っています。ですからやはり、そういう計画というのをですね、実際にみんなで協議しながらですね、本当に効果ある形がどうなんだろうという部分をですね、もう少し煮詰めていってほしいなというふうに思っております。

以上、ちょっと意見を述べさせていただきます、質問を終わらせ

議長

ていただきます。

以上で、西股 裕司議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

本日予定しておりました日程が終了いたしました。予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午前 11 時 23 分)

令和8年 第1回南幌町議会定例会（3日目） 会議録

令和8年3月16日（月）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1 番	湯 本	要	2 番	西 股	裕 司
3 番	星	真 希	4 番	熊 木	恵 子
5 番	佐 藤	妙 子	6 番	細 川	美喜男
7 番	加 藤	真 悟	8 番	石 川	康 弘
9 番	高 橋	修 平	10 番	家 塚	雅 人
11 番	側 瀬	敏 彦			

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

6 番	細 川	美喜男	7 番	加 藤	真 悟
-----	-----	-----	-----	-----	-----

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局 長	藤 田	雅 章	議事係 長	富 木	孝 郎
-------	-----	-----	-------	-----	-----

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎	貞 二	教 育 長	西 田	篤 人
農業委員会 会長	鍋 山	洋 一	監 査 委 員	白 倉	敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林	史 典	総 務 課 長	笠 原	大 介
まちづくり課 長	斉 藤	隆	税 務 課 長	砂 田	隆 樹
保健福祉課 長	谷 藤	朋 代	保健福祉課 参事	蛭 沢	千 晴
産業振興課 長	岩 本	聖	都市整備課 長	黒 島	滋 規
会計管理者	池 畑	憲 一	病院事務 長	渡 部	浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課 長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課 長） 笠 原 大 介

9. 公平委員会長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠 原 大 介

1 0．農業委員会長の委任を受けて出席した説明員

農業委員会事務局長 山 本 篤

1 1．議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。
去る3月10日より予算審査特別委員会のため休会となっております、令和8年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 町長 ●日程23 議案第19号 住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法についてを議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
ただいま上程をいただきました議案第19号 住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法につきましては、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めるため、本案を提案するものです。
詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 長
まちづくり課長 内容の説明を求めます。まちづくり課長。
それでは議案第19号 住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について御説明いたします。
本年10月の分譲に向けて、現在、整備を進めている南幌流通団地において、分譲を開始するにあたり住居表示を実施する必要があることから提案するもので、住居表示に関する法律の規定により、住居表示を実施する市街地の区域と住居表示の方法については、議会の議決を要するものです。次ページをお開きください。
1 市街地の区域、南幌町南16線西10番地。2 住居表示の方法、街区方式とする。
- 議長 以上で、議案第19号の説明を終わります。
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)
御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声。)
それでは採決いたします。議案第19号 住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(なしの声。)
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。
- 日程24 発議第1号 議員の派遣承認についてを議題といたします。
議員の派遣承認につきましては、議会懇談会の年度ごとの承認案件でございます。

原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程２５ 発議第２号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

３委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程１ 発議第３号から追加日程３ 報告第１号までの３議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって追加日程１ 発議第３号から追加日程３ 報告第１号までの３議案を追加いたします。

●追加日程１ 発議第３号 外国法人等による農地の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

９番 高橋 修平議員。

高橋議員
議長

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。発議第３号 外国法人等による農地の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程２ 発議第４号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

８番 石川 康弘議員。

石川議員
議長

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。発議第4号 生産現場に寄り添った農業政策を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程3 報告第1号 令和8年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

10番 家塚 雅人議員。

家塚議員

令和8年3月13日付、議長宛て、予算審査特別委員長名。委員会審査報告書。本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号 南幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、議案第13号 令和8年度南幌町一般会計予算、議案第14号 令和8年度南幌町国民健康保険特別会計予算、議案第15号 令和8年度南幌町病院事業会計予算、議案第16号 令和8年度南幌町介護保険特別会計予算、議案第17号 令和8年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 令和8年度南幌町下水道事業会計予算、以上10議案について、3月11日、12日、13日の3日間において慎重審議をした結果、全会一致により可決すべきものと決定しました。以上です。

議長

ただいまの委員長報告についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制

定について

議案第 12 号 南幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
を定める条例制定について

議案第 13 号 令和 8 年度南幌町一般会計予算

議案第 14 号 令和 8 年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第 15 号 令和 8 年度南幌町病院事業会計予算

議案第 16 号 令和 8 年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第 17 号 令和 8 年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 18 号 令和 8 年度南幌町下水道事業会計予算

以上 10 議案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の
議員の起立を求めます。

(起立 10 名、着席 0 名)

どうぞ御着席ください。賛成起立全員であります。よって本 10 議
案は委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま
した。

ただいまをもって閉会といたしたいと思いますが、御異議ありませ
んか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会と
いたします。

御苦労さまでした。

(午前 9 時 50 分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 _____

6 番 _____

7 番 _____